在籍者に金五拾錢宛會社より支給せられ度

四、宿料に干する件

[illegible]保證人連署の上誓約書を以て御採用相成度

[illegible]し身體檢査に際し既往症ある者を認められたる[illegible]に

認めたる時は[illegible]の結果採不採即時中止されたし

人締に對しては外勤勞務係に於て人物考査をし適當人物と

三、坑夫人締に關する件

[illegible]

ロ、勞働者出張の際は世話料及旅費宿泊料の日當等は全部會

イ、募集費は全部會社負擔合宿所に下附されたし

三、坑夫募集の件

金[illegible]賃銀に加入されたし

つて職務に對する勞働退職金を支給されたし[illegible]世話料及日當

現在の退職手當金及積立金支給法は[illegible]の不安に[illegible]

3、經過

七月十二日代表二名が勞務主任に會見前記要求書を提出したる爲會社側は附近炭坑の實情を考慮し十四日第二項不承認、合宿所規定の一部改正は八月一日より實施することを回答したる處合宿主は第二項が根本要求項目たる爲會社側の回答に滿足せず强硬なる態度を持したのである。所轄警察署に在りては一般從業員に波及するを慮り双方に警告を發したる處七月十七日午后七時炭坑事務所に於て双方代表會見折衝したる結果左の條件を以て解決した。

4、解決條件

一、從來合宿主を賄人と稱したるを今後舍監と改め中元歲暮を支給し退職金法に依る適用は善處すること

二、イ當分見合せる

ロ宿泊料、日當は各々二圓宛を支給し旅費は全部會社負